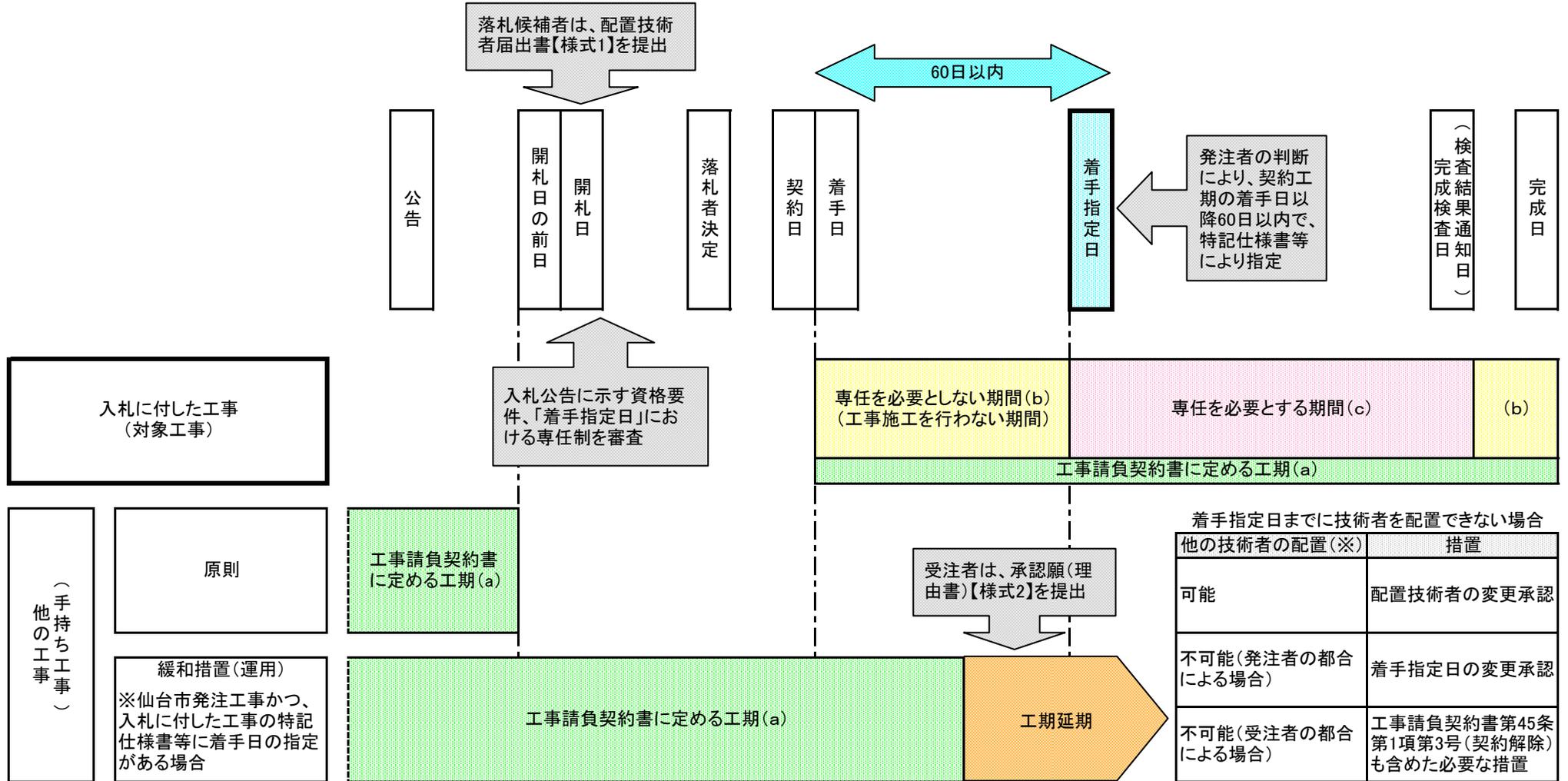


現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の緩和(イメージ図)



※他の技術者とは、様式1により届出た技術者と同等以上、若しくは総合評価入札方式の配置予定技術者の評価に関する評価基準における評価点を満たす技術者のことをいう。ただし、事前に届出た技術者が死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない理由の場合はこの限りでない。